

「千葉市こどもの権利救済相談室」を開設します
～こどもの権利侵害を迅速に救済し、権利の回復を図ります～

千葉市では、こどもが権利の侵害、その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利を回復するための「千葉市こどもの権利救済相談室」を開設しますので、お知らせします。

1 概要

(1) 名称

千葉市こどもの権利救済相談室

(2) 開設日

令和7年7月28日（月）

(3) 開設場所

市役所高層棟8階 こども企画課内

※面談はプライバシーに配慮した相談室で実施します

(4) 相談受付日および時間

月、水、金曜日 13:00～18:00

※祝休日、年末年始を除く。ただし、月曜日が祝日の場合は翌日火曜日に開設します。

※10月以降、市内民間テナントに移転する予定です。移転後は平日の開設時間の拡大および土曜日の開設を予定しています。

(5) 相談室の主な業務内容

- ・ こどもや養育者等からの相談および救済の申し出に対する助言・支援
- ・ 関係者等への調査、調整、勧告、是正要請および制度の改善要望
- ・ こどもの権利に関する普及啓発

2 救済の対象・相談方法

(1) 救済対象者

- ・ 本市に在住、在勤、在学するこども
- ・ 本市に所在するこどもに関わる施設・団体を利用（所属）するこども

(2) 相談・申し出ができる方

救済の対象となるこどもまたはそのこどもの養育者、その他救済の対象となるこどもに関わる方等

(3) 相談方法

電話やメール、対面で相談をすることができます。なお、対面で相談する場合は、事前に電話またはメールで面談の日時を調整します。

電話 080-6548-5628

メール kenri-kyusai@uwnchiba.net

3 相談室の運営体制について

(1) こどもの権利救済委員

氏名	肩書	備考
なかみぞ あきこ 中溝 明子	弁護士	千葉県弁護士会で子どもの権利委員会に所属。日弁連子どもの権利委員会幹事、千葉県児童虐待対応法律アドバイザー等を歴任。
はつがい ちづこ 初谷 千鶴子	千葉女子専門学校 福祉保育推進室 室長	千葉市保育所、市児童相談所で一時保護施設保育士として勤務した後、千葉県立高等学校でのスクールソーシャルワーカーを経て現職。保育士、社会福祉士、精神保健福祉士。

※弁護士、大学教授等こどもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができる者。

(2) 相談専門員

こどもの権利救済委員の職務遂行を補助し、相談対応や関係機関への調査・調整、こどもの権利救済に関する普及・啓発等を行う。社会福祉士、公認心理師等の有資格者やこどもの相談業務経験者。

4 こどもの権利救済相談のイメージについて

